

厚生労働省三重労働局発表
令和7年8月15日

報道関係者 各位

【照会先】

三重労働局労働基準部賃金室
室長 久留原郁子
室長補佐 林 篤史
賃金指導官 矢田 有
(電話) 059 (226) 2108

令和7年度三重県最低賃金(地域別最低賃金)の改正答申について

— 三重地方最低賃金審議会の答申 —

三重地方最低賃金審議会（会長 ^{にしかわ}西川 ^{しょうご}昇吾）は、本日8月15日に結論を取りまとめ、三重労働局長（^{いしだ}石田 ^{さとし}聡）に対し、三重県最低賃金を「時間額1,087円」に改正し、本年11月21日から施行する旨の答申を行いました。

この「時間額1,087円」は、現行の三重県最低賃金（1,023円）を「64円」引き上げるものであり、1990年代以降最大の引上げ幅となります。

三重労働局では、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、改正決定を行う予定です。

(参 考)

- 1 答申のあった時間額 1, 0 8 7 円
- 2 現行の時間額 1, 0 2 3 円
- 3 対前年引上額 6 4 円
- 4 対前年引上率 6. 2 6 %

三重県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（令和元年以降）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
最低賃金額	873円	874円	902円	933円	973円	1,023円
対前年引上額	27円	1円	28円	31円	40円	50円
対前年引上げ率	3.19%	0.11%	3.20%	3.44%	4.29%	5.14%